

上賀茂神社青年会会則

改正 平成二十三年・八月、二十四・八月

(名称)

第一条 本会の名称は「上賀茂神社青年会」(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第二条 本会の事務所は、京都府京都市北区上賀茂本山三三九番地賀茂別雷神社(以下「上賀茂神社」という)社務所内に置く。

(目的)

第三条 本会は、上賀茂神社の氏子・崇敬者及び関係諸団体を中心として、全国氏子青年協議会(以下全氏青協という。)綱領の精神に基づき、清く、明るく、美わしい社会の建設に努め、地域の繁栄と調和に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 本会は、前条の目的達成の為、次の事業を行う。

- 一、上賀茂神社御祭神の神徳発揚と神社神道の興隆をはかるための事業。
- 二、地域社会への奉仕事業および青少年問題に関する事業。
- 三、国民精神並びに公聴心の正しい向上のための事業。
- 四、会員相互の友情をはかるための事業。
- 五、全氏青協、京都府氏子青年連合会(以下京府氏青連という。)並びに関係友好諸団体との提携。
- 六、その他本会の目的達成の為に必要な事業。

(会員の資格)

第五条 全氏青協綱領の精神と本会の趣旨に賛同し、善良な徳性と社会的品位を保つ十八歳以上の青年男女を会員とする。

(入会の手続)

第六条 本会の会員は、本会の招請によつて入会することができる。
招請は役員推薦により、役員会が之を承認した後、行う。

(会員の義務)

第七条 本会の会員は、次の義務を有する。

- 一、会員はやむを得ない理由のない限り、總會その他本会の主催する会合や事業に出席、参加しなければならない。
- 二、会員は、会費として役員会で別途定める額を拠出しなければならない。

(退会)

第八条 会員が、本会を退会しようとするときは、会長宛にその理由を明らかにした書面による退会届を提出した時に認める。

(除名)

第九条 本会の会員が、次の各号の一に該当するときは、役員会の三分の二の賛成により除名することができる。

- 一、本会の名誉を甚だしく傷つけ、又秩序を紊す行為のあったとき。
- 二、その他正当な理由により、本会の会員として不相当と役員会が認めた場合。

(役員)

第十条 本会に次の役員を置く。

名誉会長 一名
会長 一名
副会長 若干名
事務局次長 一名
事務局次長 若干名
会計 二名
監事 一名

但し二十条に定める委員会の委員長、副委員長は役員会の構成員として参画できる。

第十一 条 名誉会長は上賀茂神社宮司がこれに当る

第十二 条 名誉会長を除く全ての役員は、役員会で役員を推薦し総会にて承認され名誉会長の委嘱を受ける。
選出された次期役員は、新年度発足にあたり事業計画、予算、次期委員会活動等、具体的な案を作製しておく。

第十三 条 名誉会長を除く全ての役員は、就任から一年間在任し、かつ後任者が就任するまで任務に当たる。
但し補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十四 条 名誉会長を除く全ての役員は、本会の会員として義務をはたしている者のうちから選ぶ。

(役員
の職責)

第十五 条 本会の役員の職責は、次の通りとする。

①名誉会長は、本会の運営並びに活動に関して、指導と監督にあたる。

②会長は、本会を代表し、役員会を始め本会の運営の主宰者となる。

③副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあった時はその任務を代行する。

④事務局長は、役員会の決定に従い、事務全般を担当し、総会、役員会並びに本会が主催する事業の責任者となる。

⑤事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故のあった時はその任務を代行する。

⑥会計は、本会の経理及び会計処理を担当する。

⑦監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(顧問
及び相談役)

第十六 条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

顧問及び相談役は役員会の推薦で名誉会長が委嘱する。

顧問、相談役は役員会に出席し会長の諮問に応え、必要に応じ事業に参画し賛助する。

(会
議)

第十七 条 役員会の任務は次の通りとする。

一、役員会は、本会の執行機関として、役員会及び総会で承認された事項を実行する。

二、本会の企画及び事業案は、役員会に於いて審議し、実行案を会員に発表する。

三、役員会に於いて必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

第十八 条 本会は毎年八月に総会を開く

第十九 条 本会会則または附則において、別段の規定がない場合は、その議決は多数決によるものとし、議決に必要な定数は過半数とする。

(委員
会)

第二十 条 本会は、本会の目的を達成するために次の委員会を置く。

一、事業委員会

本会の各種会合及び事業の計画並びに実施。

本会の活動資金及び、事業資金捻出のための計画と実施。

二、会員委員会

会員増強と会員の消息と管理。

三、広報委員会

本会のホームページの更新・管理。

会員に対して本会事業等の広報

第二十一条 全ての委員会は、会長が、役員会の承認を得て、委員長、副委員長を任命する。

委員は、役員会の承認を得て、委員長が任命する。

第二十二条 委員会は、本会の役員会で議決のあった事項並びに、諸問題を処理する。

(会計)

第二十三条 本会の収入は、会費、補助金、事業収益金並びに、寄付金、その他を以て充てる。

第二十四条 本会の会計年度は、毎年八月一日に始まり、翌年七月三十一日に終わる。

(監査)

第二十五条 本会の業務及び会計は、毎年期末に監事が監査を行う。

(会則の改正)

第二十六条 本会の会則を変更しようとする場合は、役員会において諮り、総会の出席会員の三分の二の賛成に
よって改正することができる。

付 則

一、この会則は平成二十一年八月三十日から施行する。

一、本会計の初年度は、開始月に拘わらず翌年六月三十日に閉める。

一、初年度の役員任期を二年とする。